

令和4年度第3回(3月)幸田町教育委員会臨時会 会議録

開会日時 令和5年3月23日(木) 午前 9時 1分

閉会日時 令和5年3月23日(木) 午前10時17分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博  
委員 立花千加子  
委員 伊藤秀雄  
委員 壁谷昭代  
委員 中西雅俊

説明のため出席した職員

教育部長 吉本智明、次長兼生涯学習課長 菅沼秀浩、学校教育課長 山崎二郎、  
学校教育課学校指導担当課長 小嶋智香、学校教育課指導主事 近藤克幸、  
同 矢野功一、同 本多陽子

会議録作成職員

学校教育課長補佐 近藤京子

議事事項

- 第27号 令和5年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について
- 第28号 令和5年度学校教育展開の指針について
- 第29号 令和5年度生涯学習課事業実施計画について
- 第30号 幸田町教育委員会個人情報保護規則の廃止について
- 第31号 幸田町立学校管理規則の一部改正について
- 第32号 幸田町学校給食会役員の委嘱について
- 第33号 幸田町社会教育委員の委嘱について
- 第34号 幸田町社会教育指導員の任命について
- 第35号 幸田町文化財保護委員の委嘱について

(議事の要旨等)

教育長 議事に入る前に、第27号議案 令和5年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、審議を非公開とすることを発議し、賛成委員の挙手

を求める。

委員 挙手（全員）  
教育長 審議を非公開とすることを決定

■第27号議案

令和5年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について（非公開）

■第28号議案

令和5年度学校教育展開の指針について

教育長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第28号議案「令和5年度学校教育展開の指針について」  
の採決（挙手を求める。）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第29号議案

令和5年度生涯学習課事業実施計画について

次長兼生涯学習課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

中西委員 協会の育成、町内スポーツクラブの育成とあるが、中学校  
部活動の指導とはかかわりがあるか。

近藤指導主事 部活動指導員については、子どもたちを第一に考え、抵抗  
感が無く、スムーズな地域移行ということで、学校の方でボラ  
ンティアに入っただけの方を中心に選出している。今後、広  
げていく時に、スポーツ協会にも協力をお願いしていくが、  
協会の方の意識改革があつて、体制ができてくるのではないか  
と思う。

教育長 第29号議案「令和5年度生涯学習課事業実施計画につい  
て」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第30号議案

幸田町教育委員会個人情報保護規則の廃止について

学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可  
(質疑なし)

教育長 第30号議案「幸田町教育委員会個人情報保護規則の廃止  
について」の採決(挙手を求める)

委員 挙手(全員)

教育長 原案のとおり可決することを宣言

### ■第31号議案

幸田町立学校管理規則の一部改正について

学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

中西委員 県民の日学校ホリデー 休みの設定は各市町村で決めるの  
か、県で指定があるのか。

学校教育課長 あいちウィークの中で平日1日、各市町村で定めることにな  
っている。

中西委員 総論ですごく良いことだと思うが、保護者の働き方など差  
がある。どの視点にポイントを置いて取り組むかによって、家  
庭に立ち入ってしまっ、子どもが休みを終えた後に子ども同  
士の会話で、子どもに差別感を与えかねないと感じた。

教育長 県民の日学校ホリデーとラーケーションの日もどちらかとい  
うと愛知県が、かなり主導的に取り入れていくということ  
で進められている。学校現場でも教員が系統的に学習をやろうとし  
ているのに勝手に休んでいいと教育委員会主導で言うのかな  
ど、あまりにも拙速すぎるのではないかと教育長の会議等でも  
でている。

県民の日学校ホリデーについては、不平等感はあるにしても  
同じ様な条件は作れるので、心配はあるが、県が導入する  
ということで発表し、休業日を決める権限が市町村教育委員会  
にあることからの御提案です。

ラーケーションの日については、もっと慎重に審議をし  
尽して、本当に子どもたちのためになるか、将来の学校教育をど  
れだけやっていくかというのを討論した上での導入をお願い  
したい。

壁谷委員 ラーケーションの日は3日休みが取れるが欠席となら  
ないということですね。

教育長 ラーケーションの日については、この先いろいろなと  
ころで問題となってくると思う。その都度情報を共有しながら、町

としてどうするか決めたい。

教育長 第31号議案「幸田町立学校管理規則の一部改正について」  
の採決（挙手を求める）  
委員 挙手（全員）  
教育長 原案のとおり可決することを宣言

#### ■第32号議案

幸田町学校給食会役員の委嘱について

学校教育課長 議案書等により説明  
教育長 質疑を許可  
伊藤委員 学校現場の人であるが、これからも学校現場の人がやっていくということか。  
教育長 来年度の会長、常務について町と相談し、配置が難しいとなり、今回については、教員となった。  
教育部長 現会長は教員OBであるが、それまでは職員OBであった。今後定年延長がある。現役でも出せるように、今後の在り方について検討中ということで御理解を。

教育長 第32号議案「幸田町学校給食会役員の委嘱について」の採決（挙手を求める）  
委員 挙手（全員）  
教育長 原案のとおり可決することを宣言

#### ■第33号議案

幸田町社会教育委員の委嘱について

次長兼生涯学習課長 議案書等により説明  
教育長 質疑を許可  
(質疑なし)  
教育長 第33号議案「幸田町社会教育委員の委嘱について」の採決（挙手を求める）  
委員 挙手（全員）  
教育長 原案のとおり可決することを宣言

#### ■第34号議案

幸田町社会教育指導員の任命について

次長兼生涯学習課長 議案書等により説明  
教育長 質疑を許可  
(質疑なし)

教育長 第34号議案「幸田町社会教育指導員の任命について」の  
採決（挙手を求める）  
委員 挙手（全員）  
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第35号議案

幸田町文化財保護委員の委嘱について  
次長兼生涯学習課長 議案書等により説明  
教育長 質疑を許可  
(質疑なし)  
教育長 第35号議案「幸田町文化財保護委員の委嘱について」の  
採決（挙手を求める）  
委員 挙手（全員）  
教育長 原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月4日

教育長 池田 和博

委員 伊藤 秀雄

会議録作成職員  
学校教育課課長補佐 近藤 京子